

令和 7 年第 1 回苦小牧市選挙管理委員会議案

日時 令和 7 年 10 月 8 日（水）午前 9 時

場所 苦小牧市選挙管理委員会委員室

1 会議録署名委員の指名について

2 報告

報告第 1 号 裁判員候補予定者名簿について

報告第 2 号 檢察審査会候補予定者名簿について

報告第 3 号 苦小牧市議会議員及び苦小牧市長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の一部改正について

3 議案

議案第 1 号 選挙人名簿の登録抹消について

議案第 2 号 在外選挙人名簿の登録抹消について

4 その他

2 報告

報告第1号

裁判員候補者予定者名簿について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条の規定により、裁判員候補者予定者の選定及び名簿調製を下記のとおり行ったので報告する。

令和7年10月8日報告

苫小牧市選挙管理委員会委員長 岡 部 吉 則

記

1 登録者数 181人

2 選定録 別冊「苫小牧市裁判員候補者予定者選定録」のとおり

3 調製結果 別冊「裁判員候補者予定者名簿」のとおり

報告第2号

検察審査員候補者予定者名簿について

検察審査会法第10条の規定により、検察審査員候補者予定者の選定及び名簿調製を下記のとおり行ったので報告する。

令和7年10月8日報告

苦小牧市選挙管理委員会委員長 岡 部 吉 則

記

- 1 登録者数 176人
- 2 選定録 別冊「苦小牧市検察審査員候補者予定者選定録」のとおり
- 3 調製結果 別冊「検察審査員候補者予定者名簿」のとおり

報告第3号

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正されたため、その内容を報告する。

令和7年10月8日報告

苫小牧市選挙管理委員会委員長 岡 部 吉 則

記

- 1 改正の概要 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を公職選挙法施行令に準じて改正する。
- 2 新旧対照表 別紙のとおり
- 3 施行日 令和7年9月16日

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

最近の物価変動等から令和7年6月4日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、選挙公営限度額が引き上げられた。これに伴い苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部について公職選挙法施行令の規程に準じて改正するもの。

2 改正の内容

選挙運動用ビラの作成については、1枚当たりの作成費7円73銭を8円38銭に改正する。

選挙運動用ポスターの作成については、ポスター作成の印刷費1枚当たり541円31銭を586円88銭に改定する。

(1) 選挙運動用ビラの作成に関する公費負担の限度額(条例第7条及び第9条)

区分	改正単価	現行単価
ビラの作成	8円38銭	7円73銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担限度額(条例第12条第1号関係)

区分	改正単価	現行単価
ポスター作成印刷費	586円88銭	541円31銭

3 改正の時期

公布の日から

苦小牧市議会議員及び苦小牧市長の選舉における選舉運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第32号）

改正後	改正前
<p>(選舉運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第7条 候補者は、<u>8円38銭</u>に選舉運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第3条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(選舉運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第7条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選舉運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選舉運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第3条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>(選舉運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>）に当該選舉運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内の中のものであることをつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選舉運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動</p>
<p>(選舉運動用ボスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動</p>	<p>(選舉運動用ボスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動</p>

<p>用ボスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が第1号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、同号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ボスターの作成枚数（当該候補者を通じて第2号に定めるところにより算定した数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ボスターの作成を業とする者からのお請求に基づき、当該ボスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(1) <u>5 4 1 円 3 1 銭</u>にボスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額をボスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

3 議案

議案第1号

選挙人名簿の登録抹消について

- 1 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和7年9月30日以前に死亡したので、公職選挙法第28条第1号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市

外

226人

- 2 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和7年5月31日以前に転出し、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したので、公職選挙法第28条第2号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市

外

295人

- 3 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和7年9月30日以前に在外選挙人名簿への登録の移転をしたので、公職選挙法第28条第3号の規定により、その登録を抹消する。

該当者 無し

- 4 選挙人名簿に登録されている次の者は、登録されるべきでなかったので、公職選挙法第28条第4号の規定により、その登録を抹消する。

該当者 無し

令和7年10月8日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 岡部吉則

別冊「選挙人名簿登録抹消者名簿」のとおり

令和7年10月1日現在 選挙人名簿登録抹消者数調 (投票区別)

投票区	投票所名	第1号死亡者			第2号転出者			第3号移転者及び第4号誤載者			当月抹消者の計			市内転居			選挙人名簿登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	苦小牧市役所	3	1	4	4	5	9				7	6	13	-3	-4	-7	1,295	1,496	2,791
2	市立若草小学校	2	0	2	2	2	4				4	2	6	-1	-1	-2	836	1,001	1,837
3	新中野総合福祉会館	5	1	6	9	5	14				14	6	20	3	-5	-2	2,188	1,923	4,111
4	文化交流センター	1	1	2	3	1	4				4	2	6	0	2	2	1,389	1,363	2,752
5	市立苦小牧西小学校	2	3	5	4	3	7				6	6	12	-5	-2	-7	1,616	1,857	3,473
6	市立大成小学校	4	1	5	3	2	5				7	3	10	2	-1	1	1,070	1,319	2,389
7	西町総合福祉会館	5	2	7	1	0	1				6	2	8	9	12	21	1,025	1,642	2,667
8	市立北光小学校	2	3	5	2	5	7				4	8	12	-14	-24	-38	1,583	1,728	3,311
9	市立啓北中学校	3	3	6	2	1	3				5	4	9	-2	2	0	1,572	1,863	3,435
10	見山町総合福祉会館	1	5	6	1	3	4				2	8	10	1	6	7	963	1,202	2,165
11	第八区総合福祉センター	1	2	3	1	1	2				2	3	5	3	1	4	1,774	1,715	3,489
12	市立清水小学校	1	0	1	1	3	4				2	3	5	-3	0	-3	935	955	1,890
13	市立和光中学校	4	1	5	8	7	15				12	8	20	1	7	8	1,664	1,662	3,326
14	市立緑小学校	7	2	9	3	4	7				10	6	16	-2	1	-1	2,441	2,690	5,131
15	住吉コミュニティセンター	1	2	3	5	3	8				6	5	11	9	10	19	1,167	1,461	2,628
16	市立美園小学校	3	3	6	8	4	12				11	7	18	0	-4	-4	1,893	1,740	3,633
17	新明町総合福祉会館	0	1	1	4	1	5				4	2	6	-1	-5	-6	893	856	1,749
18	苦小牧地域職業訓練センター	5	2	7	5	5	10				10	7	17	-6	-4	-10	2,484	2,333	4,817
19	市立明野中学校	3	3	6	5	4	9				8	7	15	2	3	5	1,851	1,964	3,815
20	市立光洋中学校	2	2	4	6	0	6				8	2	10	0	-3	-3	746	809	1,555
21	市立糸井小学校	7	4	11	2	2	4				9	6	15	-3	-10	-13	1,980	1,992	3,972
22	市立北星小学校	3	3	6	4	0	4				7	3	10	-1	1	0	1,431	1,589	3,020
23	市立豊川小学校	3	2	5	2	1	3				5	3	8	-5	-2	-7	1,021	1,220	2,241
24	旧市立啓北中学校山なみ分校	6	3	9	3	2	5				9	5	14	-3	-5	-8	1,897	1,981	3,878
25	しらかば総合福祉会館	6	8	14	3	1	4				9	9	18	5	6	11	1,707	2,097	3,804
26	市立日新小学校	1	2	3	8	3	11				9	5	14	5	16	21	2,078	2,419	4,497
27	柏木町町内会館	11	5	16	4	2	6				15	7	22	4	4	8	2,388	2,729	5,117
28	市立泉野小学校	3	1	4	5	1	6				8	2	10	0	0	0	1,726	1,920	3,646
29	市立澄川小学校	2	8	10	8	5	13				10	13	23	0	5	5	2,626	3,018	5,644
30	ときわ町総合福祉会館	3	4	7	2	1	3				5	5	10	0	9	9	1,528	1,722	3,250
31	市立錦岡小学校	3	0	3	4	4	8				7	4	11	7	5	12	1,793	1,843	3,636
32	のぞみコミュニティセンター	5	2	7	5	1	6				10	3	13	0	-7	-7	2,400	2,577	4,977
33	北海道苦小牧支援学校	8	3	11	2	3	5				10	6	16	0	-3	-3	1,459	1,744	3,203
34	樽前交流センター	3	4	7	1	0	1				4	4	8	1	0	1	203	243	446
35	沼ノ端コミュニティセンター	1	0	1	9	8	17				10	8	18	-7	-8	-15	1,936	1,707	3,643
36	市立沼ノ端小学校	4	2	6	1	2	3				5	4	9	2	-4	-2	1,842	1,841	3,683
37	市立拓勇小学校	2	1	3	25	21	46				27	22	49	4	3	7	5,432	4,871	10,303
38	市立ウトナイ小学校	4	3	7	5	4	9				9	7	16	0	0	0	3,946	3,815	7,761
39	勇払公民館	0	2	2	1	2	3				1	4	5	-2	0	-2	702	717	1,419
40	植苗アミリーセンター	0	2	2	3	0	3				3	2	5	0	-1	-1	600	614	1,214
合 計		130	97	227	174	122	296	0	0	0	304	219	523	0	0	0	68,080	72,238	140,318
前回9月1日現在選挙人名簿登録者数																			
68,384																			

議案第 2 号

在外選挙人名簿の登録抹消について

在外選挙人名簿に登録されている者を、公職選挙法第 30 条の 11 第 2 号の規定により、その登録を下記のとおり抹消する。

令和 7 年 10 月 8 日提出

苦小牧市選挙管理委員会委員長 岡 部 吉 則

記

登録抹消する者

最終住所	経由領事官の名称	氏 名	生年月日	抹消理由
苦小牧市 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	国内の市町村において 住民票が新たに作成さ れた日後 4 箇月を経過

<参考>

令和 7 年 9 月 1 日 現在の登録者総数 (A)			今回登録された 者の数 (B)			今回抹消された 者の数 (C)			令和 7 年 10 月 8 日 現在の登録者総数 ((A) + (B) - (C) = (D))		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 2	2 1	3 3	0	0	0	1	0	1	1 1	2 1	3 2